

**平成24年4月の保育士試験から認可外保育施設での勤務経験、平成27年4月より幼稚園等を含む14施設・事業での勤務経験による受験資格（知事認定）が追加されました。**

○学校教育法による高等学校を卒業し、認可外保育施設等で2年以上児童の保護又は援護に従事した方（中学校卒業の場合は5年以上）は、施設の所在する都道府県知事の認定を受けることにより、受験資格を得ることができます。

#### ○受験資格の認定手続

① 受験希望者が、認可外保育施設等に勤務証明書（宮城県ホームページ内に掲載。参考様式1～15）の作成を依頼し、勤務証明書を受領する。

② 受験希望者が、勤務証明書と高等学校発行の卒業証明書※1（高等学校卒業の場合）と受験資格認定申請書（参考様式16）を都道府県の保育士試験担当課（下記提出先）に提出する。  
※1 卒業証書では認定ができないため、卒業証明書が必要です。

③ 都道府県が、提出された書類と認可外保育施設等の届け出情報等により、受験資格の認定を行い、認定書を受験希望者に交付する。

④ 受験希望者が認定書を添付し、保育士試験事務センターに受験申請を行う。※2  
※2 受験申請書類は、別途保育士試験事務センター（電話：0120-4194-82）に請求して下さい。

#### ◎認定申請書の提出先

1 受験資格認定申請書 2 勤務証明書 3 卒業証明書 4 返信用封筒【長型3号に住所、氏名を明記し、82円切手を貼ったもの（令和元年10月1日からは84円切手）】以上1～4を同封して下記に郵送して下さい。

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番地1号

宮城県保健福祉部 子育て社会推進室 保育支援班 宛（電話：022-211-2529）

※認定手続きに時間がかかる場合もあります。早めの手続きをお願いします。